

対象者要件一覧表(要件・対象者であることを証する書類)

就労困難者区分	要件	対象者であることを証する書類
障害者手帳を持たない障害者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれも所持しない者のうち、これら障害者と同等の障害があると認められるもの	○医師の診断書
難病患者	難病であると医師から診断を受けた者 ※障害者手帳を所持している者は対象外	○医師の診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証のコピー
ニート	35歳未満の無業者（家事、就学、就労又は職業訓練のいずれも行っていない者のことをいう。）	○生年月日が分かる本人確認書類(コピー可) ○就労支援機関が発行する利用証明書
ひきこもり	社会的参加（家事、就学、就労、職業訓練又は家庭外での交友など）を回避し、原則として6か月以上に亘って家庭に留まり続けている者	○就労支援機関が発行する利用証明書
ひとり親	婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない者のうち、生計を一にする15歳(注)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいるもの (注)障害のある子については18歳となります。 ※その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は対象外	○児童扶養手当証書のコピー (児童扶養手当を受給していない場合は、ひとり親であることを証明できる戸籍の証明書類) ○子に障害があるときはそのことを証明する書類
就職氷河期世代	昭和45年から昭和60年までに出生し、いわゆる「就職氷河期」に学校を卒業し、就職時期を迎えた者のうち、雇用前の直近1か年に正規雇用労働者として雇用されていないもの（正規雇用するときに限る。）	○生年月日が分かる本人確認書類(コピー可) ○就労支援機関が発行する利用証明書